平成29年度秋田県犯罪被害者等支援推進会議の議事概要

日 時:平成29年12月27日(水)

午後1時~午後3時

場 所:ルポールみずほ 3階ふよう

1 出席者

○秋田県犯罪被害者等支援推進会議委員(敬称略) 8名

内 藤 徹 弁護士

寺 田 幸 弘 医師

齋 藤 和 樹 臨床心理士

塩 谷 尚 光 秋田銀行人事部人事企画チーム部長代理

齋 藤 長 助 秋田被害者支援センター専務理事

三 浦 芳 子 交通死亡事故被害者遺族

米 森 昭 博 交通事故被害者自助の会・支援ボランティア

恵 美 元 子 秋田市市民相談センター所長

○秋田県

生活環境部高橋次長、古屋参事、畠山県民生活課長、県民生活課担当、 障害福祉課、地域·家庭福祉課、建築住宅課、

教育庁総務課、義務教育課、高校教育課、

県警察本部広報広聴課、警務課・犯罪被害者支援室、生活安全企画課、 少年女性安全課、刑事企画課、捜査第一課、組織犯罪対策課、交通企画課、 交通指導課、運転免許センター

2 秋田県生活環境部次長挨拶

平成28年度に策定した第3次犯罪被害者等支援基本計画では、被害者の方々が平穏な生活を取り戻すことができるよう、各種施策を推進することとしており、犯罪被害者等に対する県民の理解を深めるための取組として、今年度は6月30日の「犯罪被害を考える日」にあわせて、北秋田市、横手市のスーパーや秋田駅で街頭キャンペーンや生命のメッセージ展等を実施したほか、先月23日には、秋田市のアルヴェで「犯罪被害者週間・県民のつどい」を開催したところである。

また県では、10月2日に、性暴力を受けた方々を支援する「あきた性暴力被害者 サポートセンター、愛称:ほっとハートあきた」を開設し、警察に届け出ることを迷 っている、誰かに相談に乗って欲しいなど、様々な思いを持っている相談者に対して、 カウンセリングのほか、医療や法的支援など各種支援を行っているところである。開 設に当たり、委員の皆様にも多大なる御協力をいただき、感謝を申し上げる。

現在順調に運営されているが、その存在が県民に十分知れ渡ったとまでは至ってい

ないので、今後、周知に力を入れたいと思う。

また、市町村については、犯罪被害者等に関する基本条例を定め、それに基づいて被害者支援の取り組みを推進しているほか、見舞金支給条例を定めて見舞金の支給を行っているが、昨年度末の段階で19市町村で制定されていたが、今年度残りの6市町で新たに見舞金条例が制定され、これで県内25市町村全てで見舞金支給条例が施行され、制度として整った状況にある。

被害を受けられた方々にとっては、必要なときに必要な支援を継続的に受けられる制度、環境を整備することが大変大事である。今後も施策の充実を図りながら、被害を受けられた方々や御家族をしっかりと支える社会を構築するため、国や市町村、警察及び関係団体などと連携して取り組んでいくので、委員の皆様にも御指導賜りますよう、お願い申し上げる。

本日はこの後、昨年度の取り組みにつきまして説明をさせていただくので、皆様には、忌憚のない御意見をお願いしたい。

3 議事

(1) 第3次秋田県犯罪被害者等支援基本計画平成28年度実施状況について

第3次秋田県犯罪被害者等支援基本計画で定めた県の支援施策について、資料に基づき平成28年度の実施状況を説明。(略)

塩谷委員

本会議は2回目の出席となるが、計画段階で理念を掲げて、重点課題に 沿って各施策を展開し、担当部署で細かな対応を行っていることが分かっ た。

他方、実績について、「〇〇を行った。〇〇を図った。〇〇に努めた。」等の記載があり、実施した例として、資料1の4ページ目の3(1)「公営住宅への優先入居の充実」については、犯罪被害者の入居の安定に資するために行っていると思うが、計画段階でどの程度入居が安定していないかという数値に基づいて計画を策定したのであるから、平成28年度はその問題・課題に対してどれくらい対応し、結果的にどれだけ改善したのかを記載していただきたい。例示した施策だけでなく、全般的に要望する。

齋藤(長) 委員

各課での継続した取り組みはよく分かるが、実施した結果、どういうような効果や問題があったのかが見えない。効果が出たところや問題があるところについては、それを簡記していただきたい。

また、継続した取り組み以外で新たに実施した施策については、その施 策が分かるようにしていただきたい。

県民生活課

成果に加えて、効果や問題について示し、御検討いただくことが重要であることから、来年度以降はこの資料に分かりやすく書き加えるなどの改善を行い、それを基に意見をいただくことにしたい。新規事業については、

下線を引くなど工夫して対応したい。

三浦委員

4ページの3(1)イ)の「児童相談所及び女性相談所による一時保護の実施」について、これまでより一時保護件数や日数が多いと感じるが、実際にDVの被害者等を一時保護する際に、保護施設が不足したことはなかったか。

地域·家庭 福祉課

今のところ、児童相談所では、定員がオーバーして保護できなかったということはなかった。時期によって入所している児童数が多かったり少なかったりすることはあるが、仮にオーバーしそうな状況になれば、児童相談所の近くに千秋学園があり、また、児童養護施設に一時保護委託を行うこともできる。また、女性相談所についてもこれまで定員をオーバーしたことはない。一時保護母子の状況によっては、母子生活支援施設に一時保護委託をすることで対応しているので、保護できずに困ったということはない。

寺田委員

臨床心理士によるカウンセリングを整えているということで心強い。臨床心理士が多くいたらいいと思う場面が多々ある。現在、大学病院では、臨床心理士が4名いるが、スタッフ2名、パートタイム2名で、これからの医療・トリートメントを考えると非常に少ないと感じている。実際に犯罪被害者のサポートをする臨床心理士は何名で、どのくらい対応しているのか。

県警犯罪被 害者支援室

現在、県警の犯罪被害者支援室には4人のカウンセラーがおり、主なカウンセリングの実施状況については、平成28年度は、31件、57人に対して、373回実施している。その中で、付き添い等の支援等は53回実施している。

寺田委員

今の説明はカウンセラーの活動だと思うが、臨床心理士による相談はカウンセラーによるものと異なると思うが、臨床心理士による取り組み状況はどうなっているのか。また、その方々は常勤なのか。

県警犯罪被 害者支援室

常勤の警察職員である。

寺田委員

カウンセリング学会の講習を受けてきた職員なのか。

県警犯罪被 害者支援室

臨床心理士である。

寺田委員

多くの施策を行っており感心するが、15ページの第4、1(12)の

「犯罪等による被害を受けた児童生徒に対する支援の充実」について、不 登校生徒の「心の居場所」として、スペースイオ、適応指導教室で支援を 行ったとあるが、この不登校は、犯罪被害に遭って不登校になったものな のか。

高校教育課

スペースイオ、適応指導教室に通う不登校の生徒については、必ずしも 犯罪の被害に遭った生徒と限定されるものではなく、いろんな事情があっ て学校に通えなくなった生徒であり、中には犯罪・事故の結果により学校 に通えなくなった生徒も含まれるが、それが全てではないと御理解願いた い。

寺田委員

この中には、犯罪被害者に関わるものとそうでないものが混在しているということか。

高校教育課

そのとおりである。

齋藤(長) 委員 お礼とお願いを申し上げたい。

まずは、建築住宅課へのお礼であるが、公営住宅への優先入居の充実に関し、県で各市町村に対して犯罪被害者等の居住の安定に向けた取り組みを働きかけた結果、県南の方で非常に適切な対応をしていただいている。 今後ともその取り組みについて、各市町村への周知徹底を願いたい。

また、先ほども生活環境部次長よりお話があったが、10月から性暴力被害者サポートセンター(ほっとハートあきた)を開設しているが、予想以上に相談が寄せられている。相談内容を見ると、幼児期、小中学校時に受けた過去の性被害を、誰にも打ち明けられずに十数年以上過ぎてから相談するなど潜在化している相談が目立っている。義務教育課、県民生活課等にあっては、性被害の防犯面の対応は当然のこと、不幸にして性被害に遭われた場合の対応や相談機関の周知をお願いしたい。性被害については何年経ってもメンタル面で非常に苦しんでいる。小・中学校、幼児期を含めて発生時の対応に関する教養をお願いしたい。

県民生活課

ほっとハートあきたについては、秋田被害者支援センターに御尽力をいただき感謝している。お陰で相談件数も徐々に増加しており、先ほどのような相談も寄せられている。

小・中学校等への周知については、教育委員会と連携して、学校の保健 担当職員等を通じてお願いしているところであり、引き続きいろんな機会 を捉えて、そうした事案があった場合には、適切に対応できるようにして いきたい。

また、学校でもスクールカウンセラー等による支援態勢ができていると思うが、専門的な相談等については、ほっとハートあきたを活用してもらえるよう周知等に努めて参りたい。

齋藤(長) 委員

よろしく願いたい。

内藤委員長

小学校、中学校等それぞれの段階で、学校の授業等で具体的に行っている内容について教えていただきたい。

義務教育課

直接、性の事件に関する授業というよりは、相手に対する思いやりだとか、やっていいこと・やってはいけないこと、男女の共同施策としてといったことを授業等で扱うことは多いが、こういう事件というように具体的に取り上げてということはなかなかできない。

また、被害に遭わないようにするための対応としては、全校集会を開いて、警察官に来ていただくなどをしながら、こういうケースの場合はこうして対応しましょうね、という指導を行っている。

寺田委員

医療者として、齋藤(長)委員が教えてくださったような事例があった場合にどういう対応をするのかという知識は持ち合わせていないが、小児科、精神科の医師から聞いて、そうした声があった場合や情報があれば齋藤(長)委員や事務局にお伝えしたい。また、今後経過を見て、そうした相談数が目立つような場合は、我々にも教えていただきたい。

齋藤 (和) 委員

学校での教育については、性犯罪や犯罪被害に特定して行うことは難しいかもしれないが、広く災害も含めて、いろんな場面に遭ったときに心の健康を保つためにどうしたらいいか、更に心理的ショックやストレスを受けたときに、どういう心の反応があるのか又はどういう身体的なストレス反応があるか、そういうサインに気付く方法とか、あるいはそうしたことが起こったときに誰に相談するのか、ということを教えることが大事だと考える。

被害者にならないための予防をするとか、加害者にならないようにする ための命の大切さを教えることも、もちろん大事なことであるが、万が一 のとき、自分がどういうサインに気付くべきかということやそれにどう対 応すべきなのかという情報を教えていくことが大事だと思う。

これは小学校からやれる教育で、実際に行っている心理の先生もおられるので、そうした情報を集めて、学校教育に取り組んでいってはどうかと思う。

三浦委員

「県民のつどい」で、相談コーナーを設けていたが、当日実際に相談者がいたのか。

県民生活課

当日、相談コーナーにおいて相談を受けた方はいなかった。

三浦委員

おそらく、周知されていなかったので、一般の方々は相談コーナーがあることを知らなかったのだと思う。私自身も分からず、後で人から聞いて初めて設置されていることを知った。

会場にたまたまいらした被害者の方が、関係者と話をしてから、相談コーナーで相談するということもあると思うが、被害者の方は自分から相談に行くということもなかなかできないので、当日より前に相談コーナーを設置していることを広報していただきたかった。

相談コーナーは今年初めて設置したのか。

県民生活課

そのとおりである。

三浦委員

こうした機会を捉えて、被害者等が気軽に入れるような機会を与えていただくことが大事だと思うので、「県民のつどい」だけでなく、「犯罪被害を考える日」など、コーナーを設置できるような機会を捉えて、積極的に行っていただきたい。

また、とにかく広報をしっかりしていただければありがたい。

県民生活課

今年度は初めての設置であったことから、市の施設を利用し急ごしらえでパーテーションで仕切っての設営であったため、周囲から相談者が見えないようにしっかり囲ってできるのかという懸念があり、実施できなかった場合を考え、事前の広報を見送った経緯がある。

今年度実施してみて、周囲と隔離されたコーナーを設置できるということが確認できたので、来年度以降に設置する際は、積極的に事前の広報に努めたい。

内藤委員長

相談に関してであるが、性的な犯罪や暴力の被害者の心の傷を癒やすために相談対応を行うことについては、必ずしもそう簡単なことではない。一般的には、臨床心理士や医師、我々弁護士などがその任に当たるべき者と言われているが、率直に言って私が性犯罪被害者の気持ちを癒やせるかと言われたら、全く自信がない。法律的な道筋や対処方法などについては話せるが、気持ちに踏み込んで解決の1つの指針を与えることができるかと言われれば、難しい。

話は違うが、電通の過労死事件で自殺された方は東大を卒業された方のようであるが、誰かそのことについて話をするとか愚痴を聞いてくれる人がいなかったのかと思う。自分自身は申し分のない判断力、知識をお持ちの方が、意外と身近に、気軽に声をかける相談相手がいなかったということが問題ではなかったのかと思う。お父さんや彼氏など、気軽に相談できる相手がいれば、自殺には至らなかったのではないだろうかと思う。

相談業務の場合は、なかなか相談員の方達もしんどい仕事をされている。 いろんな業種の方々による教養、あるいは研修会等で能力を高めていくと いう機会を設けることを御検討いただきたい。

県民生活課

県でも、相談員の方々に対する研修が大切であると認識し研修をやっているが、今後、研修内容を充実すべく力を入れていきたいと考える。

米森委員

私はボランティアで、交通事故被害者の支援を行っているが、警察が被害者に対して交付している「被害者の手引」について、お願いしたことがある。

当ボランティアは小規模でやっていて、今年1年間に沢山の人とお話することはできなかったが、私どもが接した全ての被害者及び被害者の御遺族が警察から交通事故に関する「被害者の手引」を交付されており、これは喜ばしいことであり、感謝している。ただ残念なことに、ほとんどの方が受け取ったこと自体を忘れている状況であり、私どもで根掘り葉掘り聞いて、「被害者の手引とはこういうものですよ。」と見本を見せて受け取りを確認すると、「そういえばもらっていたな。」と答えることが多かった。そういう状況なので、記載されていることが周知されているかというと、ほとんど分からないという状況だった。せっかく立派なものが渡っているのに、記憶に残っていない。交通事故の被害者の方、御遺族の方のほとんどが、事故直後の大変混乱しているときに受け取っているという状況でしょうから、とてもそこまで頭が回らないのはやむを得ないことだと思う。

そうしたことから考えると、渡しただけではなく、その後、御遺族や被害者自身の事情聴取のときや、あるいは捜査が一段落して「こうなりますよ。」などと情報提供する機会があった場合に、その手引を前にして、「ここにこういうことが書いています。」などと、日常業務の中で制度の説明していただければ、非常にありがたいと思うので、よろしく願いたい。

県警犯罪被 害者支援室

ただいまの御指摘のとおり、最初に説明しただけでは内容が分からない こともあると思うので、その都度、記載内容を再度説明するよう心がけて いきたい。

(2) その他(平成29年度支援事業について)

平成29年度犯罪被害者等支援事業について、資料に基づき説明。(略)

寺田委員

「ほっとハートあきた」の説明の中で、臨床心理士のカウンセリング等について、限度はあるが補助をするということであるが、これはコストをとってやっているのか。実際に臨床心理士によるカウンセリングを紹介したときに、相談者がそのコストを支払うのか。先ほどの解説では、限度はあるけどサポートするということのようだが、そこがはっきり分からないので教えていただきたい。

県民生活課

臨床心理士によるカウンセリングに係った費用については、3回までを

限度に「ほっとハートあきた」で全額負担することとしている。

寺田委員

いくらぐらいチャージを取るのか。特別決まっていないのか。

県民生活課

8千円程度と聞いている。実際カウンセリングを受けたところによって 料金は変わってくると思う。

寺田委員

病院の中の臨床心理士に頼むのか。どのようにして依頼するのか。

県民生活課

臨床心理士については、病院の精神科で行うことでもいいし、臨床心理士会の協力をいただき、専門の臨床心理士が行う場合などを想定している。

齋藤(和) 委員 ここに「臨床心理士等によるカウンセリングの提供」と支援内容の項目を立てて記載しているほか、パンフレットにも書いているが、臨床心理士会として依頼を受けても、臨床心理士が個々に所属している施設で行う形になるので、どの施設に紹介されるかによって料金は異なってくる。そこのところが難しいと思う。先ほどの話では既に相談が入っているということであるから、現実的にどこの臨床心理士を紹介するのかという体制をできるだけ早く作っていただきたい。

他に、性被害というのは、おそらく今、日本で犯罪被害を受けた方で最も高率にPTSDを発症する被害なので、PTSDは病気であるから医療機関の関係ということも必要となってくるかもしれないと思う。

また、PTSDを発症した場合は、その治療に結構時間がかかるので、 3回までは費用を持ってくれて、その後の費用は自己負担というのはやむ を得ないかもしれないと思うが、長期にかかるということを支援を施策す る側も理解していただきたい。

寺田委員

例えば小学生だとか子どもの頃に受けた性被害によるトラウマに関しては、非常に深刻な、それこそ遺伝相談レベルの慎重さを要するようなカウンセリングになる場合もあるし、そこまで至らず、齋藤委員がお話されたようにちょっと話ができてガス抜きできればなという場合もあると思うが、それがどのくらい深刻なものか分からないが、行政側としてもかなりシビアな個人個人の方々の問題への対応となるということは、共通認識として持っていた方がいいと、話を聞いて思った。

県民生活課

相談される方は必死な思いで相談されており、それを受けて、「ほっと ハートあきた」では専門的な相談員と県の担当職員が、その場合ごとに深 刻さを協議し、次の対応をどうするか見極めて対応したい。

電話相談の内容に関する報告を聞く限り、現時点では、そこまでの深刻な相談は寄せられていないようだが、判断が難しいこともあるので、一つ一つの案件について注意しながら慎重に対応したいと考えている。

内藤委員長

費用の問題が出たが、弁護士会の場合は、有料相談と無料相談の窓口があり、無料相談を希望する際は、そのような対応ができる。

また、法テラスという機関があり、一定の資力がないという前提のもと、 弁護士を頼んで損害賠償を請求する等という場合は、その費用を法テラス でとりあえず立て替え払いし、後で月賦で返還することになるという、普 通に弁護士を頼むよりはるかに安い料金で弁護士を頼める制度がある。な お、一般的な有料法律相談の費用は、概ね30分で5,000円となって いる。

相談は難しいので、私ども弁護士会の心構えとしてよく言われるのが、 話の腰を折らないでとにかく話を聞くということである。自分の意見を言 うというより話を聞くことに徹するべきではないかということを、研修会 等で指導を受けている。こちらからサジェスチョンしないで、相談者が話 すだけ話すと気持ちがすっきりして「ありがとうございました。」と言っ て帰られる方もいる。

塩谷委員

本日の議題は、平成28年度の実施状況と平成29年度の支援事業ということであるが、この会議の役割がどこまであるのか分からないが、平成30年度に行う事業に関して、細かい事業内容でなくてよいので、基本的な実施予定等については、議題として取り上げなくとも、報告という形で示していただきたい。それにより実施した事業に対して感想を述べるだけではなく、会議における我々委員の意見を踏まえた新しい事業を実施することができると考える。

県民生活課

今まさに来年度の予算要求中であり、細かなところまではお話できないが、例えば、今年度、防犯カメラのガイドラインの策定をしているところであるが、コンテンツは既にできあがっているものの、その活用について来年度強化していきたい。また、「ほっとハートあきた」に関しては、先ほど申したとおり研修を強化すべく、予算折衝をしているところである。

塩谷委員

予算があると思うので、個別の事業についてまで教えていただきたいわけではなく、事業の方向性等を教えていただければ、建設的な意見を述べることができると思う。

県民生活課

今のところ、来年度の方向性としては、「ほっとハートあきた」の相談 員の研修などを強化し、被害者支援の基点としていきたいと考えている。

三浦委員

「県民のつどい」や「犯罪被害を考える日」等について、毎年同じような形で進んできているが、講演に参加される方が少ないように感じる。活発にする方策に関して、何かあるかと聞かれても私もお答えできないが、少しずつ開催方法を変化させてやっていただきたい。

「犯罪被害を考える日」など、各市町村レベルや各警察署などでいろんなことに取り組んでおり、徐々に浸透してきていると思うが、「県民のつどい」も秋田市だけで行っており、他に各市町村でできるものはないのかなと思う。例えば秋田市や能代市のように、ミニメッセージ展をやっていただいているところもあるので、活動自体を活発に広げていっていただきたい。

県民生活課

予算だけでなく、やり方について関係機関等と連携して工夫するなど、 参加者が増えるように検討していきたい。

恵美委員

市の役割と県の役割があると思うが、秋田市では市民相談センターが犯罪被害者支援の窓口として一本化されているが、実際はあまり相談に来る方はいない。たまたま今年は見舞金支給条例が制定され、その関係で2件対象となり見舞金を支給したが、あくまでその手続きのために来庁しただけなので、市としての役割はどうあるべきなのかと思っている。

県は、県警犯罪被害者支援室があって県民生活課があってということだと思うが、犯罪被害者の方が、先ほど県の実績を報告いただいた県警犯罪被害者支援室に直接相談に行かれるのか、それとも県民生活課で相談先の振り分けなどを行うのか。

被害に遭われた方はまず警察に行くと思うが、所轄署から犯罪被害者支援室に連絡するのか、その場合の県民生活課の位置づけはどうなのか。

いろんな窓口の一本化ということで、県警から県民生活課に相談し、そこからあちこちの相談窓口を紹介されるのか、その仕組みについて教えていただきたい。

県民生活課

被害に遭われた方が、警察に届け出るか出ないかということもあると思うが、犯罪として届け出る場合は、警察に届けることになろうと思う。犯罪として警察に届け出ない場合もある中で、精神的苦痛も含めて性被害を受けられた方の相談先として、県民生活課で「ほっとハートあきた」を設置し、実際の相談の専門業務は犯罪被害者支援センターの協力を得ながらやっていくこととしている。

相談窓口として、県には県民生活課の他に、各地域振興局にもそれぞれ総合的対応窓口があり、そこで全て相談を受けることとなっており、相談内容によって被害者支援相談窓口一覧を参考に、関係する窓口を紹介することとなる。

生活環境部

犯罪被害に直接遭われた方は主に警察に相談に行かれると思うし、それ 以外の相談についても警察が取り扱うこととなるが、警察は敷居が高くて なかなか相談に行きにくいという方もおられることと思う。

資料中の「総合的対応窓口担当者研修会」で、各市町村に対し、関係する各機関に設けられた相談窓口の一覧を配布している。窓口を広くして相

談の機会を増やし、その相談を受けた各機関毎に相談に対して対応するというのが流れである。

ただ、今の御質問は、警察、県、市の役割はどうなのかということだが、 秋田市が受けた相談の中で、市だけでは対応できそうもない、警察や他機 関に相談していただいた方がより適切な対応ができると考えられる場合 は、先ほど申し上げたとおり、総合的対応窓口として各関係機関が連携を 取っているので、関係する相談窓口に連絡を取っていただければ、より適 切に相談者が抱える問題が解決できる体制を取れるものと思う。

三浦委員

市役所の被害者相談窓口に望む支援について、市役所内で必要な様々な 手続きのために何か所もの窓口を訪れるのは、被害者には大きな負担にな るので、一か所で済ませられるようにしていただきたい。

他にも、被害者に関する制度や手続きなどを知らない被害者が少なくないので、そのような情報なども丁寧に説明していただきたい。

内藤委員長

「ほっとハートあきた・性暴力被害者サポートセンター」の当初の眼目は、そこで相談が完結し他へ回さないということである。被害者が一箇所へ相談に行ったら、連携して他の機関と連絡がつけられるということが基本的にありがたいことである。また、「たらい回し」のようによく我々のところにもあちこちから回ってくる場合があるが、たらい回しをしないで、そこで被害者の問題が完結することが理想ではないかと思う。

恵美委員

以前行政手続きでそのような事例があったということを聞いている。市としての役割は、入り口というよりも手続き的な役割を担う一本化の窓口という認識でよろしいのか。

三浦委員

犯罪被害者等が必要な支援をスムーズに受けられるように窓口を一本化 したものが総合的対応窓口であり、その1つが市町村の窓口である。必要 に応じて、警察や各機関・団体と連携を取っていただきたいし、その際は 責任をもって確実につなげていただきたい。

恵美委員

実際のところ、多分被害者の方は最初に警察に行かれると思うが、直接「犯罪被害者です」と言って当方に来られる方はいない。

三浦委員

今はないかもしれないが、今後相談が寄せられた場合は、相談者から話 を聞いて、対応する必要があると思う。

恵美委員

今後あったら対応したい。

内藤委員長

いろいろと御意見があったので、これから行政の方で十分その意見を反映させていただきたい。